

厚生連労組に加入して一緒につくりませんか

働きやすい 看護の職場



夜勤協定を締結し、守らせてきたのは「厚生連労組」です。
これからはあなたの力が必要です。

夜勤協定とは、看護師の「夜勤の回数を8回に制限する」ことを決めた「職場の法律」です。

夜勤協定は、看護師が誇りをもって働き続けるために必要な最低限の条件です。

夜勤協定があると、経営者は労働者に対して、無制限に夜勤をさせることはできません。

経営者は協定を守る義務があり、組合は協定を守らせる役割があります。

厚生連労組は、看護問題を運動の中心において看護師を増員させ、労働環境の改善をしてきました。